

令和7年4月30日

個人情報の漏洩について

■事案

契約健診機関で基本健診受診予定の方の事前郵送物について、佐川急便の配達員が住所の建物名を見誤ってしまったことと、判取りの際のサインと郵送物の宛名の一致確認を怠ってしまったため、別の方に誤配してしまった。

■発覚日

令和6年10月4日(金)

■契約健診機関から当組合へ事故の連絡があった日

- ・令和7年3月7日(金)に電話連絡
※契約健診機関が当組合に事故報告することを失念してしまっていたため連絡が遅れた
- ・令和7年3月31日(月)に事故報告の文書が届く

■対応

佐川急便の配達員が誤配してしまった方のお宅に訪問し、郵送物の回収を行う。その後、契約健診機関から受診予定者と事業所の健診担当者へ今回の誤配事故についてお詫びと説明を行った。

■再発防止策

該当の契約健診機関では配送用袋へ「ご確認・開封前に宛名をご確認ください」の注意喚起の文言を記載することに変更した。

また、当組合から契約健診機関に対して、個人情報の取扱いに関する事故が発生した場合は速やかに報告していただくよう指導を行った。

以上